

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2017年5月26日

No.16

2017 JR 総連春闘

諸懸案事項の提案を受ける！

中央本部は本日、申第6号「2017年度新賃金要求の申し入れ」及び、申第7号「諸要求改善に向けた申し入れ」に対する諸懸案事項について、貨物会社から提案を受けました。提案内容は諸要求が実現した項目であり、それぞれ確認し妥結しました。

今春闘では、平成13年度以前に採用された社員に対しての1号俸引き上げ、満55歳に到達した社員の基本給を改善、初任給調整手当の改正、育児短時間勤務の改正など、諸制度の改善について一定程度の前進を勝ち取りました。一方で「中期経営計画最終年度」を迎えた中で、新たな「新中期経営計画2021」を策定していますが、収入確保・拡大に対する経営陣が汗を流すことの具現化、逼迫する要員需給問題の改善、など、組合員の要求改善を凶らねばならない課題が山積しています。中央本部は引き続きあらゆる機会を通じて要求実現に向けて取り組みます。

改めて2017春闘の取り組みを職場からつくり出して頂いた組合員の皆さんに感謝申し上げ、2017 JR 総連春闘の最終報告とします。

会社から提案を受けた内容は、以下の通りです。

1. 基本給の改正について

平成13年度以前に賃金規程12条の初任給又は同規程第15条の年齢別による保障基本給を適用して採用された社員（管理職社員及び平成29年4月1日現在満55歳の基本給の適用を受ける社員を除く）について、それぞれ1号俸引き上げる。

2. 扶養手当の改正

扶養手当について、子の扶養手当の対象年齢を20歳未満の子まで引き上げる。
※20歳未満とは20歳に達する日の属する年度末までをいう

3. 年末年始手当の新設

社員が就業規則第55条に基づく勤務指定により、12月30日、31日、1月1日、2日、3日に勤務した場合、正規の勤務時間内において現に勤務した時間につき、C単価の額を支給する。

4. 別居手当の改正

別居手当の対象距離を50km以上とし、支給額は月額5万円（扶養親族が社宅等に入居したまま別居となった場合は月額3万円）とする。

5. 満55歳に到達した社員の基本給の改正

満55歳に到達した社員の基本給月額を、その者の55歳到達月における基本給月額に71/100を乗じて得た額に改正する。

6. 実施時期等

第1項～第3項及び第5項については、平成29年4月1日から適用する。
第4項については、平成29年6月1日以降の申出から実施する。

（次項へ）

(前項より)

なお、3月に提案を受けた内容については以下の通りです。

1. 初任給調整手当の改正

初任給調整手当の額を以下のとおり改正する。

学校別	1年まで	1年を超え 2年まで	2年を超え 3年まで	3年を超え 4年まで	4年を超え 5年まで
大学 (大学院に限る)	18,000円	14,700円	11,200円	7,600円	3,900円
大学・短期大学・高等 専門学校・高等学校	10,000円	7,000円	4,500円	2,000円	

2. 育児短時間勤務の改正

育児短時間勤務の対象者を、小学校3年生の修了する年度末までの子を養育する社員とする。

3. 実施時期等

第1項については、平成29年4月1日から実施する。

第2項については、平成29年4月1日以降の申し出から実施する。

別居手当の支給については6月1日以降の申し出からとなっています。該当者については全員が再申請手続きを行なうこととなりました。支給開始は申請を受理した日の属する月の翌月から支給を開始となりますが、支給対象でなくなった場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月から支給が打ち切りとなる取り扱いとなります。

なお、労働時間の短縮について、年間所定労働時間を2,000時間以内とするために、隔日交代勤務の一日平均労働時間の見直しを行うことを明らかにしていますが、一部の支社で調整が出来ていないため実施時期については別途調整として整理しました。

引き続き労働時間の短縮を目指し、「安全・健康・ゆとり」を基軸とした労働環境の改善、組合員の要求事項の改善をめざして、全組合員一体となった取り組みを展開します。

以 上